

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『後見制度の運用上の課題について』

- 1 開催日時 平成23年11月22日（火）午後1時30分から午後3時30分
まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）
地裁委員 奥田正昭（兼務），佐伯恒治，佐古田真紀子，鈴木慎二郎（兼務），
鈴木義幸（兼務），高橋弘道，中村元弥，二坂徹（兼務），水口千秋，
宮本宗侍
家裁委員 岡本利彦，奥田正昭（兼務），鈴木慎二郎（兼務），鈴木義幸（兼
務），田畑姫都美，二坂徹（兼務），八重樫和裕，山本光朗
事務局 福田郁生首席家裁調査官，小田修家裁首席書記官，濱本浩之家裁訟
廷管理官，番沢清隆主任家裁調査官，愛澤美帆家裁調査官，中山訓
伸地裁事務局長，鈴木浩二家裁事務局長，宮下智地裁総務課長，澤
崎豪地裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 委員長の選任
諮問する側の委員長が裁判所所属の委員であることは適当でなく，学識経験
者等の委員から委員長を選任すべきであるとの意見もあったが，地裁委員会及
び家裁委員会のいずれについても，委員の互選により奥田正昭委員が委員長と
して選任された。
 - (4) 説明及び意見交換（本日のテーマ『後見制度の運用上の課題について』）

ア 第1部

事務局から、以下のとおり説明等を行った。

(ア) 成年後見と未成年後見の二つの制度について、それぞれの制度趣旨を含めた制度の概要を説明した。

(イ) (ア)の説明を踏まえ、架空の事例を用いて未成年後見制度及び成年後見制度の実際の流れを説明した。

委員 説明にあった、知的障害者が福祉工場に就労する際の「自立支援契約」とはどのようなものか。

事務局 成年後見人が本人に代わって施設との間で支援サービスに関して締結するものである。

イ 第2部

事務局から、最高裁作成のDVD「後見人になったなら…後見人の職務と責任」を上映する方法により、後見人の職務と責任について説明した。

委員 短い時間で後見人の職務の難しさを伝えるDVDであると感じた。しかし、こんなに面倒なのであればやめたいという人もいるのではないか。後見人としてDVDを見た人の感想は把握しているか。

委員 確かに、後見制度に対する認識が不足している来庁者は多く、DVDを見た後はその大変さを感じている人も多いが、当庁に着任したこの4月以降、やめたいと言った人を見た記憶はない。そのような人にこそ認識を深めてもらいたいと考えている。

委員長 後見人は責任の重い仕事であるが、それを承知で受けるという覚悟をしてもらう必要がある。

委員 先般亡くなった父に後見の問題は生じなかったが、DVDで後見人がしていたことは、普通に本人の子らがしていることであり、これを後見人という肩書きを得てするかそうでないかの違いかなと思った。

委員 例えば、自分の母の後見人になるとときには、自分の財産を持ち出して母を支えていくことになるという場合もある。そうすると、DVDにあったような財産目録を作成するといった場面も生じないのではないか。高齢化社会で今後は本人に財産がないケースも増えてきて、後見制度の在り方も変わってくるのではないかと思う。

委員 収支バランス上本人財産がなくなるケースというのはあるし、確かにその場合には後見人の持出しになることもある。しかし、そうした場合でも本人が契約などをすることができないことでの不都合は想定され、その意味では後見制度の必要はある。

委員 授業で後見制度の話をしているが、DVDを見てこんなに大変なのかと感じた。弁護士の方は後見人をどれぐらい担当されているのか。

委員 私は、2人の成年後見人になっている。本人は病院に入院したままで、親族が病院を訪ねる一方、私が財産管理事務として各種支払や家賃収入の管理などを行っている。この事務は、落ち着いてくると必ずしもダイナミックな動きを要求される類の仕事ではない。

委員 私は、保佐と任意後見の監督を担当していた。保佐の場面では、法律上は本人が締結した契約の取消しなどが可能ということになっていて、その場合は支払った高額商品の代金を取り戻すこともできるが、現実にはなかなかそのとおりにならず、難しいものと感じている。任意後見の監督の場面では、任意後見契約と併せて財産管理契約が締結されることが多いが、本人の行為能力が失われてもなお法律上必要な後見監督人選任の申立てをせず意のままに本人の財産を管理し続けるということがあり得る。また、後見開始が必要と思われる本人の診察を身内が拒むといった面倒を見る人とその外側の人との対立の構図も発生することがある。

ウ 第3部

事務局から、親族を後見人とすることに問題を生じ得る事件類型を挙げながら、裁判所が取り組まなければならない後見人選任を巡る課題を説明した。

委員 説明を受けて、後見人の事務処理や手続が大変であるということを感じたが、事務が煩瑣であることから、親族後見人が後見人としての権限を保有したまま事務処理だけを専門家に委任するというのはできるのか。

委員 後見人の役割は、財産管理と身上監護であり、複数の後見人の中でこれを分けて担当するということ是可以する。その際、財産管理事務のうち事務報告書の作成等を専門家等に依頼することは可能である。しかし、そのような場合でも、その責任を負うのはやはり後見人自身である。

委員 その場合の報酬はどうなるのか。

委員 支払うとしたら、後見人自身の責任と財産においてすることとなるであろう。

委員 市民後見人の養成講座の状況はどうか。

委員 市町村で行われているようであるが、実際の事件で活用できる段階にはなく、選任事例もないし、養成講座の内容についても裁判所として具体的に把握してはいない。

委員長 後見人には資格制度はなく、市民の自主的な養成によって育成された市民後見人が、実際の事件においてどの程度機能するかということを経験所が個別に判断しなければならないから、養成システムの存在によって自動的に活用可能ということにはならない。ただ、地域的な事情等で専門家のなり手がいないというような場合には、今後の養成状況いかんによっては活用することもあり得るだろう。

委員 啓蒙活動と養成は別ということか。

委員長 制度を知ってもらうための啓蒙・広報活動は、養成とは別に裁判所において進めているところである。

委員 自分が住んでいる地区でも社会福祉協議会の案内でそのような会合があり、参加したことがある。その際にも後見制度について説明を受けたが、今回のビデオの方が分かりやすかった。

委員長 裁判所としては、社会福祉協議会等の周辺組織との連携なども考えていかなければならないと思っている。

委員 報酬付与が大きな問題となっているように感じられるが、どれぐらいの額を付与することになるのか。

委員長 報酬は、支払うことが前提となっているものではないが、弁護士などの専門家後見人には支払を考えなければならないということである。

委員 報酬額は決まっておらず、仕事の内容によるが、大まかにいえば月1万円ないし2万円プラス加算額といったところである。

委員 それは親族後見人であってもか。

委員 そうである。

委員 法人後見人が可能であれば、法人を活かした民営化、言い換えれば、介護とセットで行うなど、ビジネスとしての活用の方向性が考えられるのではないか。

委員長 発想としてはあり得るところで、裁判所はこれに関与することはできないが、実現すれば裁判所としては助かるかもしれない。

委員 過疎地域対策はどうなっているか。

委員 過疎地域の対策が進んでいくことは望ましいこととは思うが、裁判所が積極的にその対策を講じていく立場に立つのは難しい。

委員長 講師派遣などで対応しているが、その辺りが限界かと思われる。

委員 リーガルサポートでは、報酬の見込めない本人の事件も対応して

いる。今後こうした人への対応を、行政上の制度の利用を視野に入れながら推し進めていく予定である。

委員長 報道の立場で御意見はないか。

委員 言葉が非常に難しく、「事務の分掌」「流動資産」といった言葉にはアレルギーが出やすい。高齢化社会を考えると、報道機関を含め説明のためにどういう言葉を使っていくべきか考えていかなければ、制度は定着しないのではないかと思う。申請から裁判まで時間がかかる、書類を直接持ち込まなければならない、といったイメージも残っており、こうしたイメージも払拭していかなければならないと思う。

委員長 今後とも、手続案内においては平易な用語を使うといったことを心掛けたい。

委員 書類の提出は郵送でも可能であるし、電話での問合せも可能である。

(5) 次回開催日時等

今回は、地裁委員会と家裁委員会を合同で開催し、テーマを「裁判所の防災対策について(仮題)」とすること、その開催日時を平成24年5月23日(水)午後3時とすることが決められた。また、次々回は地裁委員会と家裁委員会を各別で開催することとされた。

5 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料1 パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」
資料2 (公表資料) 成年後見関係事件の概況－平成22年1月～12月－
資料3 「後見制度について」(レジュメ)

(配布資料添付省略)